

見舞金の種類		(1)遺族見舞金	(2)重症病見舞金
内容		犯罪行為により死亡した者の遺族	犯罪行為により重症病を負った者
支給額		30万円	10万円
要件など	対象となる者	◎ 犯罪行為により死亡した者の 第1順位遺族 【遺族の範囲】※犯罪行為の加害者は対象外 ○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 【遺族の順位】 ①配偶者（事実上の婚姻関係を含む） 生計維持関係のある ②子、③父母、④孫、 ⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 生計維持関係のない ⑦子、⑧父母、⑨孫、 ⑩祖父母、⑪兄弟姉妹	◎ 犯罪行為による負傷または疾病により、療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師の診断を受けた 被害者本人
		◎ 犯罪行為が発生したときに県内に住所を有し、かつ、申請時に燕市に住所を有する者	
	対象となる犯罪行為	【犯罪行為の定義】 ◎ 日本国内または日本国外にある日本船舶・日本航空機内で行われた、刑法その他の刑罰法令に規定する、 人の生命または身体を害する罪に当たる行為 ※ 警察に被害が認知された犯罪行為であること 主に想定される犯罪行為：殺人、強盗致死傷、傷害、不同意性交、不同意わいせつ、危険運転致死傷など、故意による犯罪行為	